

交通政策審議会海事分科会船員部会  
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和2年10月1日(木)

13:00 ~ 14:30

経済産業省別館1階

104各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

## 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

野口 大輔 全日本海員組合 国内局国内部副部長

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

黒瀬 康弘 日本カーフェリー労務協会 常務理事

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長・運航管理者

## 配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について  
諮問第363号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」
- 資料2 海上旅客運送業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）
- 資料3 国内旅客輸送業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 海上旅客運送業船員賃金実態調査
- 資料6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金
- 資料8 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
  - ・費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）
  - ・消費者物価指数（10大費目）
  - ・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
  - ・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
  - ・地域別最低賃金額改定の目安の推移
  - ・地域別最低賃金額一覧
  - ・給与勧告の実施状況等

国海員第 97 号  
令和 2 年 7 月 15 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 363 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

## 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

246,450 円

(2) 事務部職員

192,350 円

(3) 部員

185,000 円

## 5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

# 国内旅客輸送業の概要

---

令和2年10月  
海事局内航課

# 1. 新型コロナウイルス感染症の影響

---

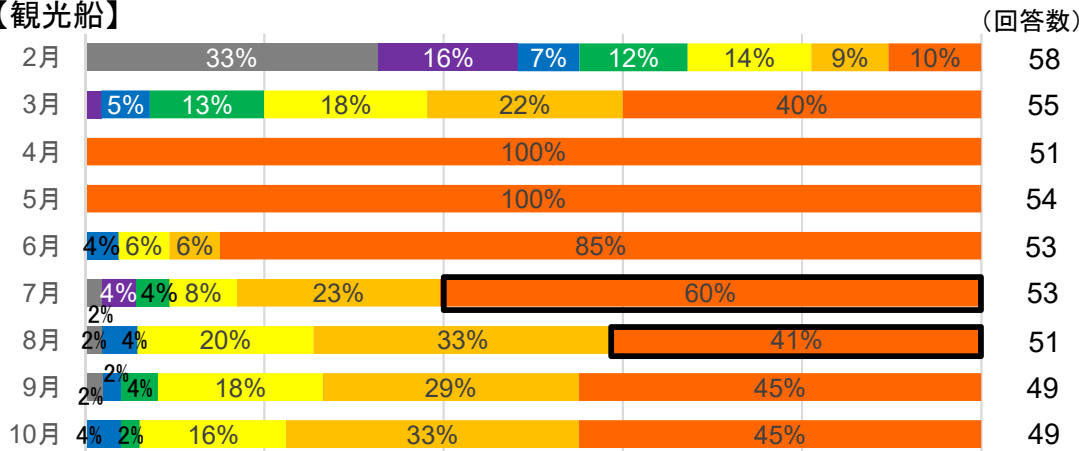


○観光船については、7月より改善しているものの、8月における運送収入が70%以上減少した事業者が4割以上に及んでおり、引き続き厳しい状況。  
 ○観光船以外については、8月における運送収入が50%以上減少した事業者が7月より拡大し、5割以上に及んでいる。  
 ○支援制度については、資金繰り支援を79%の事業者が活用しており、78%の事業者が給付済み。雇用調整助成金を72%の事業者が活用しており、56%の事業者が給付済み（先月の調査時点では、69%が活用、42%が給付済み）。

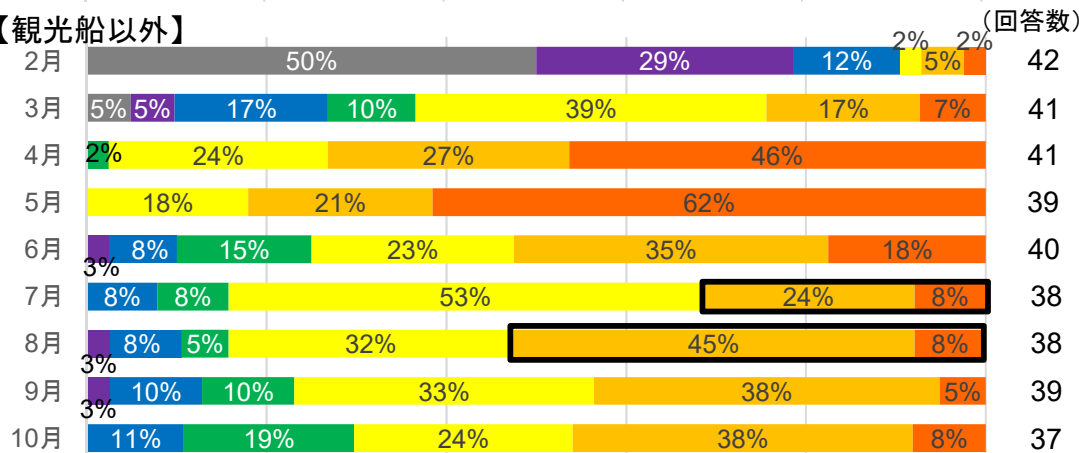
## ○運送収入（前年同月比）（9・10月は見込み）

■ 影響なし・増加 ■ 0%～10%減少 ■ 10%～20%減少 ■ 20%～30%減少  
 ■ 30%～50%減少 ■ 50%～70%減少 ■ 70%以上減少

### 【観光船】



### 【観光船以外】



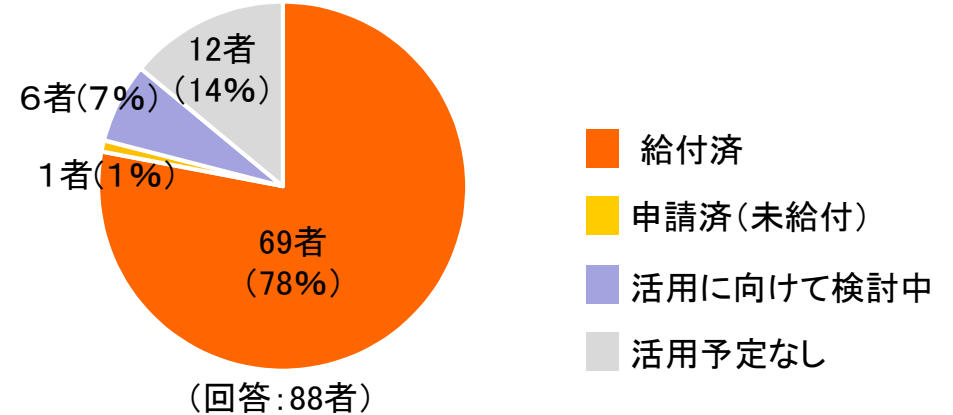
※輸送人員も概ね同様の傾向。

※主に観光地に就航する船舶を「観光船」として海事局で分類。

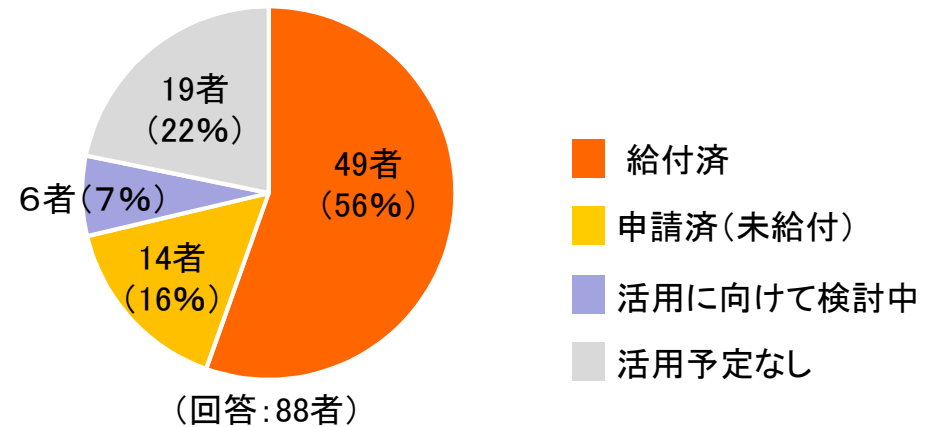
## ○支援の活用状況

### 【資金繰り支援】

（政府系・民間金融機関による融資、持続化給付金等）



### 【雇用調整助成金】



※調査方法：内航海運（旅客）事業者88者（総事業者964者）に対して業界団体・各地方運輸局等より影響をヒアリング

※屋形船東京都協同組合を含む

# 第1次、第2次補正予算等による主な支援策①

- 2次にわたる補正予算等により、内航海運業者も活用可能な、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の創設、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大等の支援策を講じたところ。
- 海事局では、必要な支援策が隅々まで行き届くよう、地方運輸局等に設置した相談窓口を活用しながら、プッシュ型で制度の周知徹底や現場のニーズ把握等に取り組んでいる。

運 転 資 金 等 が 不 足 す る 場 合	セーフティネット貸付		運転資金又は設備資金の融資 (日本政策金融公庫等。最大7.2億円)		
	無 利 子 ・ 無 担 保 融 資	信用保証付き	セーフティネット保証	一般保証とは別枠の保証 (信用保証協会。最大2.8億円)	+ 保証料・利子減免 ※信用保証付き民間既往 債務の借換も対象
			危機関連保証	セーフティネット保証とは別枠の保証 (信用保証協会。最大2.8億円)	
		政府系金融機関による融資	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	中小企業等に対する信用力や担保に拠らない融資 (日本政策金融公庫等。最大6億円) ※金利0.9%引き下げ(当初3年間)	※既往債務の 借換も可能
			危機対応融資	中小企業等に対する信用力や担保に拠らない融資 (商工組合中央金庫。最大6億円) ※金利0.9%引き下げ(当初3年間)	+ 特別利子 補給制度
			小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)	小規模事業者に対する別枠の融資 (日本政策金融公庫等。最大1,000万円)	
		資本性劣後ローン (中小企業向け)		一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む企業に対する資本性劣後ローンの提供(日本政策金融公庫等。最大7.2億円) ※利率0.5%(当初3年間)	

# 第1次、第2次補正予算等による主な支援策②

不 運 足 転 す 資 る 場 合 が	新型コロナ特例リスケジュール (特例リスケ)	中小企業再生支援協議会が既往債務の支払いに悩む中小企業に代わり、1年間の元金返済猶予を要請、特例リスケ計画(1年間の資金繰り計画)の策定支援
	持 続 化 給 付 金	特に大きな影響を受けている中堅以下の事業者を対象に給付金を支給 (法人:200万円)
	家 賃 支 援 給 付 金	中堅以下の事業者で売上高が減少(5月~12月のいずれか1ヶ月で前年同月比▲50%以上等)しているテナント事業者に対し、地代・家賃の負担軽減のための給付金を支給(法人:月額最大100万円/6ヶ月分支給) ※土地・建物賃貸借契約に基づく賃料と類似するものとして港湾の占有料や施設使用料(例:棧橋設置に係る占有料等)も対象となり得る。
維 雇 持 用	雇 用 調 整 助 成 金	休業手当や教育訓練等の費用の一部(中小企業:4/5 大企業:2/3)を助成 助成率上乘せ:解雇等を行わない場合(中小企業:10/10 大企業:3/4) 支給上限額:15,000円/日/人(月額上限:33万円)
税 制 措 置	固 定 資 産 税 等 の 軽 減 措 置	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を収入の減少幅に応じて軽減(減免率:1/2 or 全額) ※令和3年(2021年)課税が対象
	納 税 猶 予	2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者に対して、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税を対象に無担保かつ延滞税なしで納税を原則1年間猶予
	欠 損 金 の 繰 戻 し 還 付	資本金10億円以下の中堅・中小企業において、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付
	災 害 損 失 欠 損 金 の 繰 戻 し 還 付	新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付
そ の 他	地 方 創 生 臨 時 交 付 金	地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(総額3兆円)を交付 ※交付金の用途は各自治体で決定

## 2. 国内旅客輸送業の現状

---

# フェリー・旅客船事業者の全体像

一般旅客定期航路事業者(390者)

フェリー

長距離

(300km以上の航路)

本州～北海道、関西～九州等の我が国の主要航路における輸送を担う

- ・新日本海フェリー(小樽～舞鶴／苫小牧～秋田～新潟～敦賀等)
- ・商船三井フェリー(苫小牧～大洗)
- ・阪九フェリー(泉大津～新門司／神戸～新門司)など 計9事業者

新日本海フェリー



中距離

(100km以上300km未満の航路)

瀬戸内海、北海道～青森等の地域の主要航路における輸送を担う

- ・ジャンボフェリー(神戸～高松／神戸～小豆島)
- ・川崎近海汽船(苫小牧～八戸)
- ・四国開発フェリー(大阪～東予／神戸～新居浜)など 計9事業者

ジャンボフェリー



短距離

(100km未満の航路)

離島航路・地域内の生活航路等における輸送を担う

- ・伊勢湾フェリー(鳥羽～伊良湖)
- ・南海フェリー(和歌山～徳島)
- ・雌雄島海運(高松～女木島・男木島)など

伊勢湾フェリー



純旅客船

離島航路・観光航路等における輸送を担う

- ・佐渡汽船(新潟～両津等)
- ・種子屋久高速船(鹿児島～種子島等)
- ・九州商船(長崎～有川等)など

佐渡汽船



貨客船その他

離島航路等における輸送を担う

- ・東海汽船(伊豆諸島航路)
- ・小笠原海運(東京～父島)
- ・八重山観光フェリー(石垣島周辺離島航路)など

東海汽船



※上記のほか、一定の航路を不定期に運航する事業者(旅客不定期航路事業者:屋形船等)、特定の者の需要に応じて一定の航路を定期的に運航する者(特定旅客定期航路事業者:スクールボート等)がある。

# 一般旅客船事業者の経営及び船齢状況について

- 一般旅客定期航路事業者及び長距離フェリー航路事業者とも一定の利益率を確保しているが、これは近年の燃油価格が落ち着きをみせていることが要因であり、特に費用に占める燃料費の割合が高い長距離フェリーにおいては、燃料高騰の影響を受けやすい事業形態となっている。
- また、船舶の耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は、近年75%を超えて推移しており、2019年現在 80%を占める。

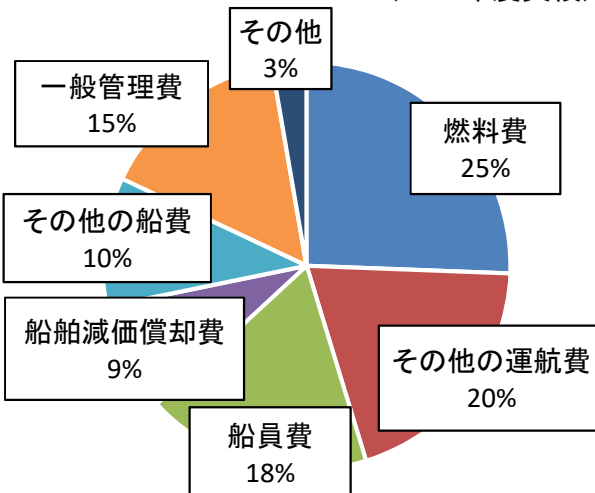
## 一般旅客定期航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	658百万円
平均収支率	102%

(390事業者)

### 費用割合

(2018年度実績)



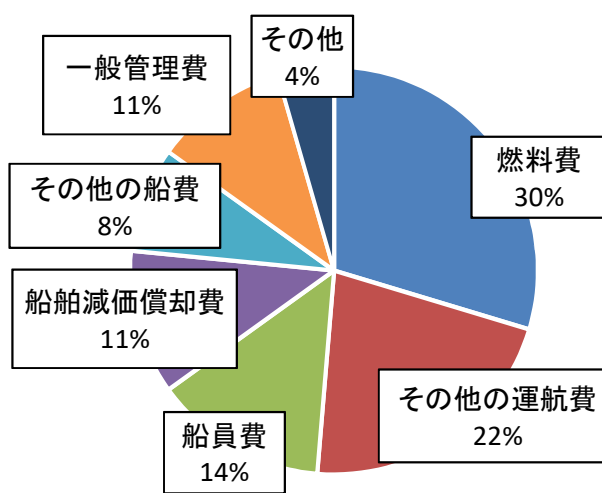
## 長距離フェリー航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	12,599百万円
平均収支率	108%

(9事業者)

### 費用割合

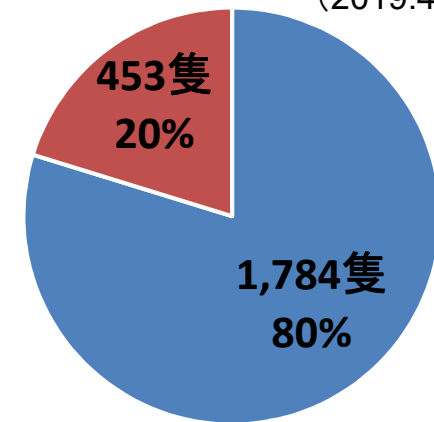
(2018年度実績)



## 旅客船の船齢状況

全2,237隻

(2019.4.1時点)



■ 14年以上の船舶 ■ 14年未満の船舶

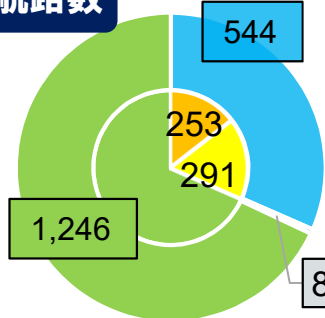
旅客航路事業現況表より

# 国内旅客船事業の概況

- フェリー・旅客船は日本の各地で地域の住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであり、また、地域の魅力を活かした船旅が各地で実施されており、観光分野からも地域経済を支えている。
- 国内旅客航路は、一般旅客定期航路事業(544航路)と旅客不定期航路事業(1,246航路)及び特定定期航路事業(8航路)から成る。事業者数に大きな変動は見られないものの、本四架橋や高速道路料金引下げの影響等により、輸送人員は長期的に低下傾向にあり、約40年間で1/2以下となっている。
- 航路維持が大きな課題であり、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要。

## 国内旅客船航路事業の航路数

※・2020.4.1時点の航路数  
・海上タクシー(旅客定員12名以下)の航路数は除く



一般旅客定期航路事業に係る航路

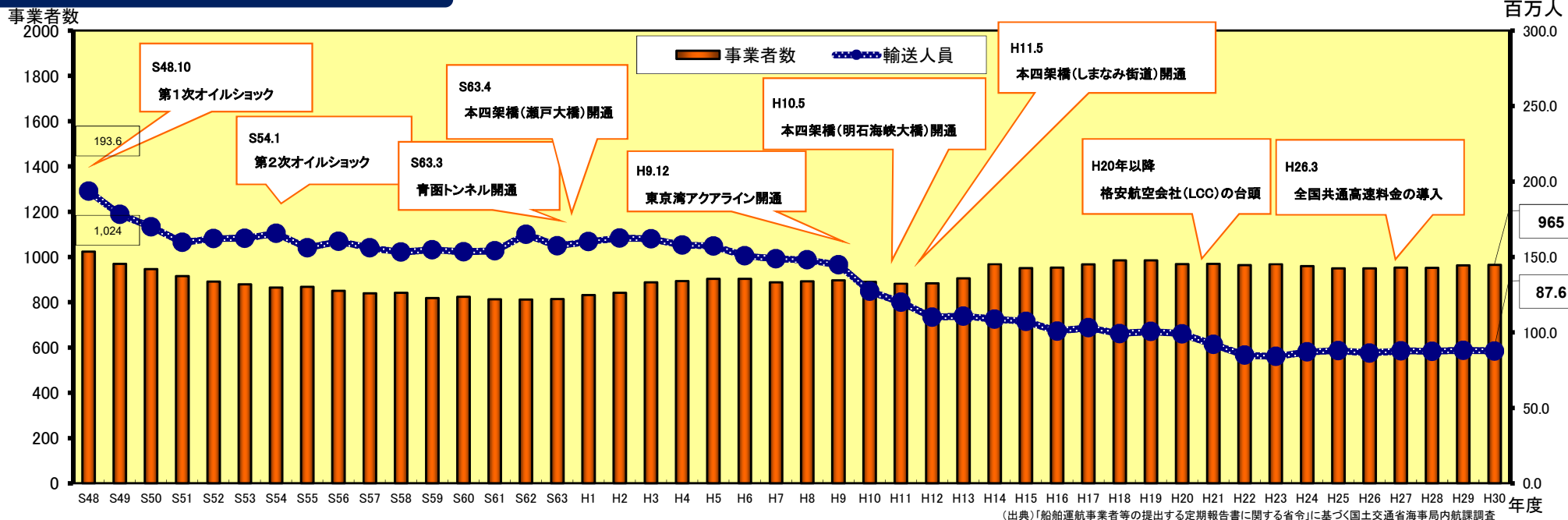
一般航路(離島航路除く)

離島航路

特定旅客定期航路事業に係る航路

一般旅客定期航路事業	航路を定めて定期的に運航 例)長距離フェリー・離島航路等
特定旅客定期航路事業	特定の者の需要に応じて、航路を定めて定期的に運航 例)スクールボート等
旅客不定期航路事業	航路を定めて不定期に運航 例)屋形船・遊覧船等

## 国内旅客船事業の輸送量の推移



○「海事観光戦略実行推進本部」において、海事観光分野で観光先進国の実現に貢献すべく、インバウンド観光促進を主とした3つの視点(1. 地方誘客・消費拡大への貢献、2. 受入環境整備、3. 多様な魅力の発信強化)により、重点的に進める取組事項等について取りまとめたことを踏まえ、観光資源としての船旅の認知度向上や利用の促進のため、海事観光推進に向けた取組を進めていく。

## 具体の取組の例

### ○「インバウンド船旅振興制度」の創設について

○ 2019年4月から、事業者の創意工夫による海事観光振興に資するため、インバウンドをはじめとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設。

### ○標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット

○ 他モードに比べて事業者からの情報発信が遅れているフェリー・旅客船業界における航路情報の整備を支援・推進するため、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」を作成するとともに、事業者単独でも比較的容易に情報のデータ化を行えるように「簡易入力支援ツール」及び「作成ガイドライン」をあわせて作成。

### ○インバウンド対応ベストプラクティス集

○ 旅客船分野においては、既に個別の事業者によるインバウンド対応の優れた取組が存在しているところ、そうした例をさらに広げて海事観光の底上げを図るため、国土交通省海事局において、インバウンド旅客向け対応の好事例をまとめた「海事分野におけるインバウンド対応ベストプラクティス集」を作成。



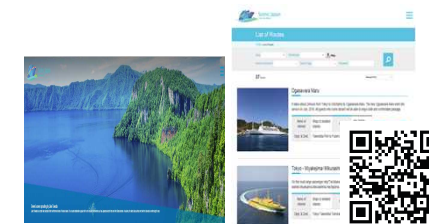
ベストプラクティス集

### ○受入環境整備の現状把握・目標設定

○ 基幹航路である中長距離フェリー航路に関する受入環境整備の現状とともに、同航路における受入環境整備の2020年度までの目標を設定し、公表。

### ○インバウンド観光促進のための情報発信

○ 訪日外国人旅行者向け英語版ウェブサイト「Scenic Japan from the Water(船で見る日本の絶景検索サイト)」において、旅客船・フェリーターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を提供するとともに、船上からの風光明媚な景色や多様なニーズに対応した宿泊機能等、旅客船・フェリーの魅力を発信。  
(運営: 日本旅客船協会)

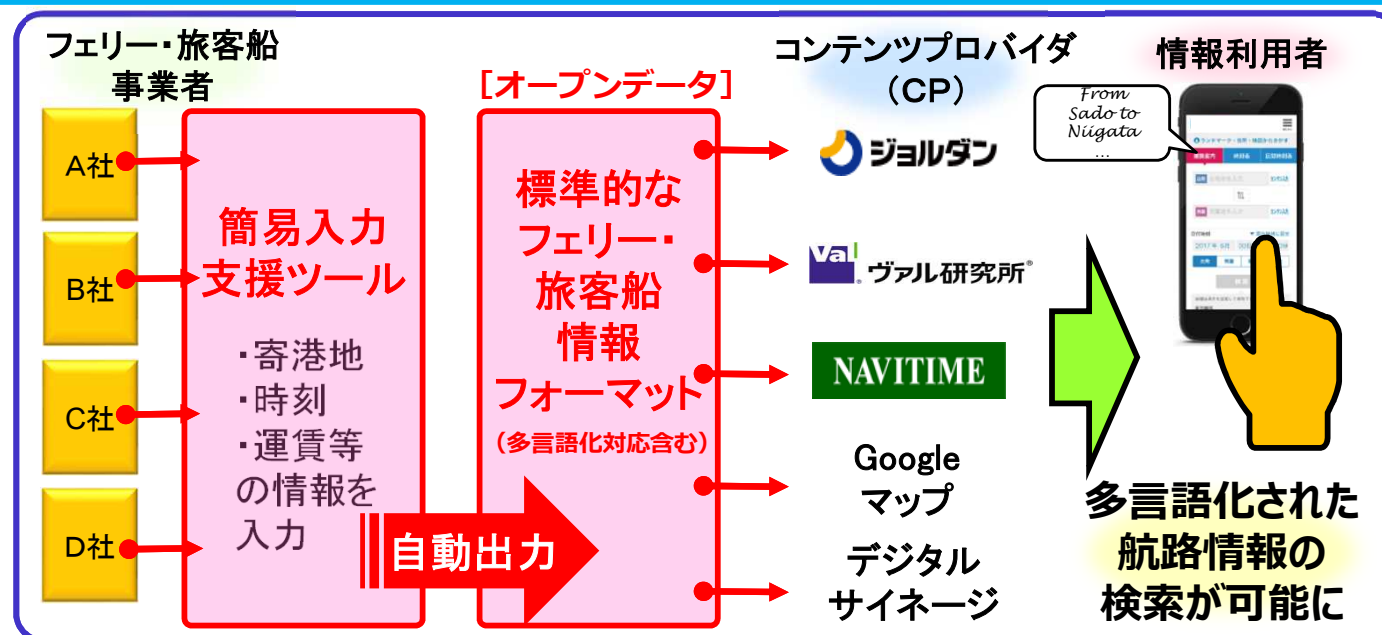


インバウンド向け情報発信強化  
(Scenic Japan from the Water)

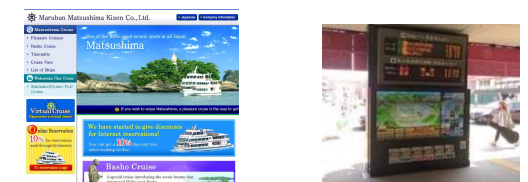


# 「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の作成

- 平成31年4月、「標準的なフェリー・旅客船情報フォーマット」、「簡易入力支援ツール」及び「ガイドライン」を作成し、国土交通省ウェブサイト<sup>1</sup>に無料で公開。令和2年3月にもフォーマット、支援ツールの改良版を公開。
- 同フォーマットには、寄港地、時刻及び運賃等、航路の基本的なデータ項目が含まれ、事業者がより簡便に交通検索事業者等への情報提供及びコンテンツプロバイダ（CP）への掲載等を行うことが可能。
- エクセルの「支援ツール」に必要項目を入力するだけで「情報フォーマット」が出力され、事業者自身による入力負荷が相当に軽減。



## ■観光サイト ■デジタルサイネージ



## ※GTFS (General Transit Feed Specification)

- ・公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したものの。
- ・当初はGoogle社向けのフォーマットとして作成されていたが、現在はオープン化され、誰もが使用できるものとなっている。
- ・零細事業者の利用も視野に、表計算ソフトでの閲覧が容易なCSV形式を採用し、仕様がオープン化されているため、北米・欧州を中心に海外で幅広く利用されている。

## <フェリー・旅客船事業者のメリット>

- ◆ 複数の検索サイトによる情報提供により、航路情報の入手がより容易に。多言語データ入力にも対応しており、**インバウンド等の利用増が期待**。
- ◆ 既存のコンテンツやプラットフォームと連携することにより、観光情報等の他情報との連携など、**付加価値の高い情報提供の拡大が期待**。
- ◆ 事業者自らのデータ整備が容易となり、**情報の正確性と迅速なアップデートを実現**。

➡ 航路情報の共有化が図られ、自治体の交通・観光関係施策や「MaaS」のサービスに利用が可能。

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和2年4月1日現在)

業 種 局 別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R2. 4. 1)	7	17	463	463
	② (H31. 4. 1)	8	18	458	438
	① - ②	△ 1	△ 1	5	25
東北運輸局	① (R2. 4. 1)	1	3	91	91
	② (H31. 4. 1)	1	3	91	91
	① - ②	0	0	0	0
関東運輸局	① (R2. 4. 1)	11	18	673	661
	② (H31. 4. 1)	13	18	637	625
	① - ②	△ 2	0	36	36
北陸信越運輸局	① (R2. 4. 1)	3	3	142	142
	② (H31. 4. 1)	4	4	150	144
	① - ②	△ 1	△ 1	△ 8	△ 2
中部運輸局	① (R2. 4. 1)	3	8	194	194
	② (H31. 4. 1)	3	5	207	207
	① - ②	0	3	△ 13	△ 13
近畿運輸局	① (R2. 4. 1)	5	13	545	519
	② (H31. 4. 1)	5	13	513	489
	① - ②	0	0	32	30
神戸運輸監理部	① (R2. 4. 1)	1	6	249	249
	② (H31. 4. 1)	2	7	281	275
	① - ②	△ 1	△ 1	△ 32	△ 26
中国運輸局	① (R2. 4. 1)	3	4	82	82
	② (H31. 4. 1)	3	4	82	82
	① - ②	0	0	0	0
四国運輸局	① (R2. 4. 1)	9	14	345	327
	② (H31. 4. 1)	11	17	448	433
	① - ②	△ 2	△ 3	△ 103	△ 106
九州運輸局	① (R2. 4. 1)	22	32	853	811
	② (H31. 4. 1)	22	33	883	842
	① - ②	0	△ 1	△ 30	△ 31
沖縄総合事務局	① (R2. 4. 1)	3	3	38	38
	② (H31. 4. 1)	3	3	38	38
	① - ②	0	0	0	0
計	① (R2. 4. 1)	68	121	3, 675	3, 577
	② (H31. 4. 1)	75	125	3, 788	3, 664
	① - ②	△ 7	△ 4	△ 113	△ 87

## 海上旅客運送業船員賃金実態調査

## 【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	45歳	290,000円	739,500円
賃金が最も低かった者	73歳	246,500円	246,500円
	(事務部職員) 42歳	190,100円	243,100円
平 均	50.2歳	323,751円	405,672円
人 数	43人		

## 【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	63歳	425,333円	433,733円
賃金が最も低かった者	76歳	185,000円	185,000円
平 均	50.7歳	205,573円	239,316円
人 数	38人		

## 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和2年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、7隻（職員43人、部員38人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

## 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

## 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)				最賃額				246,450	(単位:円, %)	
会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 年齢給	職 務給							
A	航・機士	222,810	10,000	33,422				266,232	19,782	個別協約 - 日
B	〃	179,800	56,400			12,690		248,890	2,440	大型CF 18.00 日
C	〃	216,370	11,440			17,223	42,111	287,144	40,694	個別協約 22.81 日
D	〃	250,570	3,740	62,640				316,950	70,500	個別協約 - 日
E	〃	178,110	56,400			14,805		249,315	2,865	大型CF 21.00 日
F	〃	243,450		24,345		8,400		276,195	29,745	中四旅客 20.00 日
G	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	28,610	個別協約 23.00 日
H	二航士 二機士	247,620	3,600		4,650	15,100	8,150	279,120	32,670	個別協約 20.00 日
I	航・機士	243,450		24,350		13,400		281,200	34,750	中四旅客 20.00 日
J	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	96,290	個別協約 30.00 日
K	〃	178,110	56,400			14,100		248,610	2,160	大型CF 20.00 日
L	〃	178,110	56,400			14,100		248,610	2,160	大型CF 20.00 日
M	〃	255,170	3,610	7,000	25,000	14,805		305,585	59,135	個別協約 21.00 日
N	〃	186,560	56,400			14,100		257,060	10,610	大型CF 20.00 日
O	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	42,580	個別協約 20.00 日
P	〃	178,110	56,400			14,100		248,610	2,160	大型CF 20.00 日
Q	〃	179,800	56,400			14,100		250,300	3,850	大型CF 20.00 日
R	〃	178,110	56,400			12,690	12,240	259,440	12,990	大型CF 18.00 日
S	〃	188,250	56,400			13,395		258,045	11,595	大型CF 19.00 日

## 2. 事務部職員

最賃額

192,350

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	178,110	9,460			14,100		201,670	9,320	大型CF 20.00 日
b	〃	226,160		22,620		13,400		262,180	69,830	中四旅客 20.00 日
c	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	13,220	個別協約 23.00 日
d	〃	171,350	9,460			14,100		194,910	2,560	大型CF 20.00 日
e	〃	239,090	3,580	59,770				302,440	110,090	個別協約 - 日
f	〃	184,870	9,460			14,100		208,430	16,080	大型CF 20.00 日

3. 部 員

最賃額

185,000

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 ( 初 任 額 )		乗 船 手 当 等	フェリー手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	169,450		16,950		10,300		196,700	11,700	中四旅客 20.00 日
Ab	〃	171,350	8,870			12,700		192,920	7,920	大型CF 20.00 日
Ac	〃	169,450	3,290	2,000	25,000	13,335		213,075	28,075	個別協約 21.00 日
Ad	〃	166,600			4,350	12,700	8,150	191,800	6,800	個別協約 20.00 日
Ae	〃	171,350	8,870			12,700		192,920	7,920	大型CF 20.00 日
Af	〃	171,350	8,870			12,700		192,920	7,920	大型CF 20.00 日
Ag	〃	168,520	3,410	42,130				214,060	29,060	個別協約 - 日
Ah	〃	170,270		25,541				195,811	10,811	個別協約 - 日
Ai	〃	171,350	8,870			12,690	12,240	205,150	20,150	大型CF 18.00 日
Aj	〃	171,350	8,870			12,700		192,920	7,920	大型CF 20.00 日
Ak	〃	171,350	8,870			12,065		192,285	7,285	大型CF 19.00 日
Al	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	20,570	個別協約 23.00 日
Am	〃	171,350	8,870			13,335		193,555	8,555	大型CF 21.00 日
An	〃	158,370	2,000			19,050	82,500	261,920	76,920	個別協約 30.00 日
Ao	〃	171,350	8,870			12,700		192,920	7,920	大型CF 20.00 日
Ap	〃	169,450		16,945		5,800		192,195	7,195	中四旅客 20.00 日
Aq	〃	171,350	8,870	0		11,430		191,650	6,650	大型CF 18.00 日
Ar	〃	160,060				12,889	42,111	215,060	30,060	個別協約 22.81 日
As	〃	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	23,118	個別協約 20.00 日

# 最低賃金の改正に係る参考資料



## 海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	R2.3.31	245,300	184,250
東 北	R2.3.3	244,550	182,700
関 東	R2.3.2	246,450	185,050
北陸信越	R2.3.2	245,050	179,300
中 部	R2.3.17	246,150	183,600
近 畿	R2.2.27	246,250	184,800
神 戸	R2.2.27	246,350	184,850
中 国	R2.4.7	244,930	177,360
四 国	R2.4.2	244,930	177,360
九 州	R2.4.17	244,900	177,360
沖 縄	R2.2.27	246,450	185,000

費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,020 (25,490) 530	41,010 (40,770) 240	50,770 (50,640) 130	60,530 (60,510) 20	70,300 (70,380) -80
住居関係費	48,300 (47,720) 580	38,750 (52,300) -13,550	41,730 (47,030) -5,300	44,720 (41,750) 2,970	47,700 (36,480) 11,220
被服・履物費	2,430 (2,580) -150	6,850 (9,010) -2,160	7,620 (10,350) -2,730	8,380 (11,690) -3,310	9,140 (13,020) -3,880
雑費Ⅰ	35,120 (32,860) 2,260	31,160 (29,680) 1,480	52,940 (55,050) -2,110	74,700 (80,430) -5,730	96,490 (105,800) -9,310
雑費Ⅱ	8,320 (8,280) 40	19,520 (18,930) 590	23,710 (23,450) 260	27,900 (27,970) -70	32,090 (32,480) -390
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720
前年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
対前年増減	3,260	-13,400	-9,750	-6,120	-2,440
対前年比 (前年100)	102.8	91.1	94.8	97.2	99.1

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成30年人事院勧告(参考資料)」、「令和元年人事院勧告(参考資料)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574
指数・27年100	平成27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3
	30年	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1
	令和元年	101.8	104.3	99.8	101.3	100.2	102.6	104.0	99.0	101.1	103.8
対前年比・%	平成27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6
月別指数・27年100	31年1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2
	2月	101.5	103.8	99.6	102.1	99.3	99.7	103.7	98.8	102.8	102.9
	3月	101.5	103.5	99.6	102.3	99.0	101.5	103.8	99.2	102.8	102.4
	4月	101.8	103.5	99.7	102.0	99.7	103.6	103.9	99.1	103.4	103.7
	01年5月	101.8	103.6	99.7	101.9	100.4	103.4	103.8	99.2	103.4	103.1
	6月	101.6	103.9	99.7	101.4	99.7	103.0	103.8	98.3	103.4	103.2
	7月	101.6	104.0	99.8	101.1	99.3	100.9	103.9	98.8	103.4	102.7
	8月	101.8	104.2	99.8	100.6	99.5	99.7	103.9	98.9	103.4	105.4
	9月	101.9	105.2	99.8	100.0	99.8	103.8	103.8	98.2	103.5	103.4
	10月	102.2	105.5	100.3	99.8	102.3	105.4	104.7	99.4	94.8	105.6
	11月	102.3	105.3	100.3	101.3	102.2	105.9	104.6	99.5	94.8	105.2
	12月	102.3	105.2	100.4	101.2	101.9	104.7	104.4	99.9	94.8	105.6
	02年1月	102.2	105.6	100.4	101.2	101.5	100.7	104.5	100.5	94.8	104.3
	2月	102.0	105.1	100.4	101.0	101.4	101.0	104.4	100.1	94.7	104.0
3月	101.9	104.9	100.3	100.9	101.0	102.8	104.6	99.9	94.7	104.0	

資料出所：総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数(全国)」

# 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R2.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	275	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	228	29,059
イ 新産業別最低賃金	226	29,031
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	226	29,031
ロ 従来の産業別最低賃金	2	28
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	24

下記2-1

下記2-2

## 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 2-1 新産業別最低賃金

(R2.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	176
織維工業関係	5	7	145
木 木材・木製品製造業関係	1	1	8
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	81
印刷・同関連産業関係	2	11	112
塗料製造業関係	4	2	61
ゴ ゴム製品製造業関係	1	1	44
窯業・土石製品製造業関係	4	3	97
鉄鋼業関係	20	32	1,402
非鉄金属製造業関係	9	8	420
金属製品製造業関係	4	8	116
業 一般機械器具製造業関係	25	233	4,966
精密機械器具製造業関係	7	7	211
電気機械器具製造業関係	45	220	8,550
輸送用機械器具製造業関係	33	141	8,465
小 計	169	679	24,854
非 新聞・出版業関係	1	1	7
製 各種商品小売業関係	30	17	2,053
造 自動車小売業関係	24	235	2,067
業 自動車整備業関係	1	10	31
道路貨物運送業関係	1	3	19
小 計	57	266	4,177
合 計	226	945	29,031

### 2-2 従来の産業別最低賃金

(R2.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	24
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	28

- 注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。  
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和2年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和2年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度			
		令和元年度	平成30年度		
地 域 別 最 低 賃 金		901 (47)	874 (47)		
対前年度上昇率 (%)		3.09	3.07		
特 定 最 低 賃 金  (※1、2)	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係	796 (7)	792 (7)
			繊維工業関係	797 (5)	787 (5)
			木材・木製品製造業関係	873 (1)	857 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	831 (2)	823 (2)
			印刷・同関連産業関係	792 (2)	785 (2)
			塗料製造業関係	951 (4)	935 (4)
			ゴム製品製造業関係	897 (1)	879 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	893 (4)	875 (4)
			鉄鋼業関係	952 (20)	932 (20)
			非鉄金属製造業関係	875 (9)	861 (9)
			金属製品製造業関係	909 (4)	893 (4)
			一般機械器具製造業関係	916 (25)	898 (25)
			精密機械器具製造業関係	898 (7)	882 (7)
			電気機械器具製造業関係	888 (45)	872 (45)
			輸送用機械器具製造業関係	932 (33)	914 (33)
			小 計	911 (169)	893 (169)
	非 製 造 業	非 製 造 業	新聞・出版業関係	835 (1)	823 (1)
			各種商品小売業関係	836 (30)	826 (31)
			自動車小売業関係	884 (24)	873 (24)
			自動車整備業関係	862 (1)	840 (1)
			道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
			小 計	860 (57)	849 (58)
	合 計		903 (226)	887 (227)	
対前年度上昇率 (%)		1.80	2.19		
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)		
総 合 計		903 (227)	887 (228)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所:「令和2年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A~Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B~Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B~Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								

- (注)1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。  
 2. A~Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。  
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		平成30年度最低賃金額		対前年度増減額	令和元年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		874 円	—	26 円	901 円	—	27 円
A	埼玉	898	H30. 10. 1	27	926	R1. 10. 1	28
	千葉	895	H30. 10. 1	27	923	R1. 10. 1	28
	東京	985	H30. 10. 1	27	1,013	R1. 10. 1	28
	神奈川	983	H30. 10. 1	27	1,011	R1. 10. 1	28
	愛知	898	H30. 10. 1	27	926	R1. 10. 1	28
	大阪	936	H30. 10. 1	27	964	R1. 10. 1	28
B	茨城	822	H30. 10. 1	26	849	R1. 10. 1	27
	栃木	826	H30. 10. 1	26	853	R1. 10. 1	27
	富山	821	H30. 10. 1	26	848	R1. 10. 1	27
	山梨	810	H30. 10. 3	26	837	R1. 10. 1	27
	長野	821	H30. 10. 1	26	848	R1. 10. 4	27
	静岡	858	H30. 10. 3	26	885	R1. 10. 4	27
	三重	846	H30. 10. 1	26	873	R1. 10. 1	27
	滋賀	839	H30. 10. 1	26	866	R1. 10. 3	27
	京都	882	H30. 10. 1	26	909	R1. 10. 1	27
	兵庫	871	H30. 10. 1	27	899	R1. 10. 1	28
広島	844	H30. 10. 1	26	871	R1. 10. 1	27	
C	北海道	835	H30. 10. 1	25	861	R1. 10. 3	26
	宮城	798	H30. 10. 1	26	824	R1. 10. 1	26
	群馬	809	H30. 10. 6	26	835	R1. 10. 6	26
	新潟	803	H30. 10. 1	25	830	R1. 10. 6	27
	石川	806	H30. 10. 1	25	832	R1. 10. 2	26
	福井	803	H30. 10. 1	25	829	R1. 10. 4	26
	岐阜	825	H30. 10. 1	25	851	R1. 10. 1	26
	奈良	811	H30. 10. 4	25	837	R1. 10. 5	26
	和歌山	803	H30. 10. 1	26	830	R1. 10. 1	27
	岡山	807	H30. 10. 3	26	833	R1. 10. 2	26
	山口	802	H30. 10. 1	25	829	R1. 10. 5	27
	徳島	766	H30. 10. 1	26	793	R1. 10. 1	27
	香川	792	H30. 10. 1	26	818	R1. 10. 1	26
福岡	814	H30. 10. 1	25	841	R1. 10. 1	27	
D	青森	762	H30. 10. 4	24	790	R1. 10. 4	28
	岩手	762	H30. 10. 1	24	790	R1. 10. 4	28
	秋田	762	H30. 10. 1	24	790	R1. 10. 3	28
	山形	763	H30. 10. 1	24	790	R1. 10. 1	27
	福島	772	H30. 10. 1	24	798	R1. 10. 1	26
	鳥取	762	H30. 10. 5	24	790	R1. 10. 5	28
	島根	764	H30. 10. 1	24	790	R1. 10. 1	26
	愛媛	764	H30. 10. 1	25	790	R1. 10. 1	26
	高知	762	H30. 10. 5	25	790	R1. 10. 5	28
	佐賀	762	H30. 10. 4	25	790	R1. 10. 4	28
	長崎	762	H30. 10. 6	25	790	R1. 10. 3	28
	熊本	762	H30. 10. 1	25	790	R1. 10. 1	28
	大分	762	H30. 10. 1	25	790	R1. 10. 1	28
	宮崎	762	H30. 10. 5	25	790	R1. 10. 4	28
	鹿児島	761	H30. 10. 1	24	790	R1. 10. 3	29
沖縄	762	H30. 10. 3	25	790	R1. 10. 3	28	

資料出所：「令和2年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
18	8月8日	なし	――	――	－	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	－	0.0	1.87
20	8月8日	なし	――	――	－	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.4	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.1	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.6	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.2	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.8	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.1	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.8	0.5	2.18
R2				――	－	－	2.00

- (資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)  
 2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)  
 3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)